新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新（令和５年度要綱） | 旧（令和５年度要綱） |
| 令和５年度高知県災害医療救護体制強化事業費補助金交付要綱第１条　略(補助目的及び補助対象事業)第２条　県は、災害発生時に患者及び職員の安全を確保するとともに、医療救護活動を円滑に実施するために、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。　（１）医療機関等災害対策強化支援事業　（２）医療救護活動強化支援事業　（３）ＤＭＡＴ資機材整備事業　（４）ＢＣＰ策定等支援事業　（５）ＮＢＣ災害・テロ対策設備整備事業第３条ー第11条　略附則　１　この要綱は、令和５年５月15日から施行する。２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第５号から８号まで、第７条、第８条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則１　この要綱は、令和５年10月12日から施行する。別表第１（第３条関係）別表第２（第５条ー第７条関係）　略別記第１号様式（第４条関係）別紙２ ー 別紙３－４　略第２号様式（第６条関係）別紙２ー１ ー 別紙２－４　略第３号様式（第６条関係）ー第４号様式（第６条関係）　略第５号様式（第８条関係）別紙２ー１ ー 別紙２－４　略 | 令和５年度高知県災害医療救護体制強化事業費補助金交付要綱第１条　略(補助目的及び補助対象事業)第２条　県は、災害発生時に患者及び職員の安全を確保するとともに、医療救護活動を円滑に実施するために、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。　（１）医療機関等災害対策強化支援事業　（２）医療救護活動強化支援事業　（３）ＤＭＡＴ資機材整備事業　（４）ＢＣＰ策定等支援事業（新設）第３条ー第11条　略附則　１　この要綱は、令和５年５月15日から施行する。２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第５号から８号まで、第７条、第８条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。（新設）別表第１（第３条関係）別表第２（第５条ー第７条関係）　略別記第１号様式（第４条関係）別紙２ ー 別紙３－４　略（新設）第２号様式（第６条関係）別紙２ー１ ー 別紙２－４　略（新設）第３号様式（第６条関係）ー第４号様式（第６条関係）　略第５号様式（第８条関係）別紙２ー１ ー 別紙２－４　略（新設） |